

## 2015年度 税制改正大綱が決定！

新年あけましておめでとうございます。本年も古田士会計及び『TAX NEWS』を、どうぞよろしくお願いいたします。  
さて昨年12月30日、自民・公明両党は、2015年度の税制改正大綱(タイクウ)を決定しました。例年は12月の中旬に決定する大綱ですが、衆院選の影響により年末ギリギリまでもつれ込みました。

この大綱で改正が確定ではなく、3月の法案成立に向けてさらに議論されていくので、まだ暫定的であるのですが、大きな柱は示されており、今号のTAX NEWSでは、主な改正についてポイント解説していきます！

	タイトル	内容	解説	増減
法人減税	法人税実効税率の引下げ	15年度は現行に対して2.51%下げ、16年度までに同3.29%下げる(いずれも実効税率ベース)	アベノミクスの成長戦略の焦点だった法人税改革の目玉。「(実効税率を)数年で20%台」の目標へ。	↓
	の代替財源としての、主に大企業向け課税ベース引上げ	・外形標準課税の拡大(大企業向け) ・繰越欠損金の控除縮小(同上) ・受取り配当への課税強化 ・研究開発減税の縮小	実効税率の引下げによる減税額を確保するための代替財源。主に大企業向け増税なので、 <b>中小企業への影響は限定的</b> です。	↑
	中小企業向け増税見送り	中小企業への負担増に配慮し、の代替財源を一部求めず、また <b>中小企業向けの法人税の軽減税率(年所得800万円まで15%)の適用期限も、2年延長</b> する。		→
暮らしと非課税贈与	住宅資金贈与の延長・拡充	現行の非課税制度を19年6月末まで延長し、時点別に非課税枠を調節。	財産の高齢者から若者への移転促進と、住宅市場の活性化を狙います。また消費増税前後の駆け込み・反動減の影響を防ぐよう、時点別に非課税枠を調整しました。	↓
	教育資金贈与の延長・拡充(信託銀行等の利用が条件)	対象となる資金の用途を拡充し、期限を19年3月末まで延長	13年4月から開始した同制度。利用が活発で、財産の高齢者から若者への移転が進むことから、制度の延長になりました。	↓
	結婚・子育て資金贈与制度の創設(信託銀行等の利用が条件)	結婚・子育ての目的に限定して、20歳以上の子や孫一人当たり1,000万円を、非課税で贈与ができる。19年3月末まで。		↓
	NISAの拡充と子供版NISA創設	14年から開始した同制度。利用が活発で、非課税枠を年120万円(現行100万円)へ拡充を行う。また、16年から『子供版NISA』を創設。親や祖父母が子・孫(未成年者)のために代理で80万円まで非課税で運用可能に。		↓
	住宅ローン減税の延長	おなじみ住宅ローン減税を19年6月末まで延長		→
	空き家の固定資産税増税	いわゆる危険な空き家について、放置すると更地以上の固定資産税負担へ。		↑
	地方移転企業の優遇税制	本社機能を三大都市圏以外に移すと、投資額や雇用増加数に応じて法人税減税になる。		↓
納税環境整備	ふるさと納税(寄付金控除)の拡充	ふるさと納税について、納税限度額を約2倍にし、現行では確定申告が必要だった手続きについて、確定申告しない方法を選択できるようになる。		↓
	個人の財産債務調書の提出(期日:毎年確定申告期日と同時期)について、厳格化される。 (個人で要件を満たす方のみ)	提出者の範囲を拡大し、記載事項についてより詳細な記載とする。また、調書の提出有無等により、所得税又は相続税の過少申告加算税等を加減算する措置をとる。	提出しなかったことによる、後日の調査の際の加算税に不利が生じます。昨年より始まった『国外財産調書』とあわせて、個人財産について毎年申告しましょう。	-
	領収書等の電子データ保存が可能に	経費の算定根拠となる領収書・契約書を、一定の承認を要件に、スキャナによる電子データで保存ができるようになる。		-

あなたの会社に元氣と未来を届けます！